

中小企業を支援します

◆ 中小企業借入資金信用保証料補給金（募集期間：通年）

県は、事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者を対象に、青森県特別保証融資制度を実施しています。市では、この制度の利用者に対し、青森県信用保証協会を通して信用保証料を補助します。

対象者
市内に事業所を有する中小企業者で、市税等に滞納がなく、青森県特別保証融資制度（※1）により融資を受けた方 （※1）「青森新時代」への架け橋資金、経営安定化サポート資金、事業活動応援資金、伴走支援型借換資金のいずれかの資金
補助内容
信用保証料の10分の4または、県による信用保証料補助後の全額を補助します。 〈全額補助の対象となる融資〉 「青森新時代」への架け橋資金「県内で創業する事業」のうち、融資額1千万円以内のもの 「青森新時代」への架け橋資金「金融機関提案枠」のうち、借入金が1千万円を超え、5千万円までの設備資金 - 経営安定化サポート資金「災害枠」 ※「災害枠」のうち県による補助がないものは市が全額補助します。 ※「青森新時代」への架け橋資金「県内で創業する事業」にかかる「スタートアップ創出促進保証」および「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合、信用保証料の上乗せ分に相当する額は対象外とします。

【問い合わせ先】市役所商工労政課 電話42-2111（内線418、419）

（信用保証料補給金申請に関すること） 青森県信用保証協会 五所川原支所 電話0173-35-4121

（青森県特別保証融資制度に関すること） 県経済産業政策課 中小企業金融グループ

電話017-734-9368（直通）

◆ 小規模事業者経営改善資金融資利子補給事業（募集期間：通年）

日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金（マル経）」または「新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金（コロナマル経）」融資を受けた市内の事業者に対し、支払利子の負担軽減を図るために利子の一部を補給します。

対象者（①～④全てに該当する方）		
①つがる市商工会の経営指導を原則6カ月以上受け、マル経またはコロナマル経融資を受けた方 ②市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上行っている方 ③市税等に滞納がない方（法人の場合は代表者個人分も含む） ④融資の返済に遅延のない方		
対象期間	補助額	申請方法
借入日より12カ月間	年1.25%（令和6年4月1日現在）の利子に相当する額（借入限度額2千万円）	必要書類をご用意の上、市商工会へ提出してください。

【問い合わせ先】市商工会 電話42-2449

広 告

パソコン教室 開催中

初めての方でも安心！
楽しくゆっくりの教室です。

参加無料
時間 40～50分程度

内容/開催日時は
店頭スタッフまで

パソコンの
ことなら パワーデポ 弘前店

開催日程に
ついては 0172-28-5100

営業時間 10:00～19:00

定休日 毎週水曜日

広 告

おかげ様で創業 70 年 いわずや薬品 新町本店

五所川原市新町 74 ☎0173(34)3939

相談ができるくすり屋さん
血流計、毛細血管スコープで今の健康状態をチェック！

お気軽に
ご相談下さい！

保険
調剤

駅前店
(34)5088

美容
相談

エルム店
(33)6742

人権擁護委員の功績を表彰

多年にわたる人権擁護委員としての功績が認められ、工藤恵子さん（車力）が仙台法務局長表彰を受けました。今後もますますのご活躍を期待します。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受けて問題解決のお手伝いをし、啓発活動や人権教室の開催など、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような活動をしています。相談は無料で秘密は守られますので、安心してご利用ください。

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111（内線265）



ひとり親家庭等医療費受給資格証の更新について

現在、ひとり親家庭等医療費受給資格証が交付されている方は、7月31日をもって受給期間が終了し、新たに8月1日から給付を受けるためには更新の手続きが必要となります。更新手続きをしないままですと、医療費の給付が受けられない期間が発生しますので、忘れずに手続きをしてください。なお、更新に必要な書類は6月末に郵送します。

受付期間 7月1日(月)～7月31日(水)

持 参 物 ①ひとり親家庭等医療費受給資格証更新申請書 ②健康保険証（受給者全員分）
③医療費受給資格証（現在お使いのもの）

受付場所 お住まいの地区により受付場所が異なりますので、お間違いの無いようご確認をお願いします。

◆木造、森田、柏地区の方 → 子育て健康課

◆稲垣地区の方 → 稲垣出張所 ◆車力地区の方 → 車力出張所

【問い合わせ先】子育て健康課 電話42-2111（内線302）

ひとり親家庭・寡婦の皆さまへ

公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会（以下「県母連」）では、ひとり親家庭の親御さんおよび寡婦の方々の自立支援を目的とした各種相談や就業支援を行っています。詳細は下記までお問い合わせください。

種類		開催地	受付期間
相 談	一般相談	県母連(青森市)	月・水・金 8時30分～17時15分
	就業相談		火・木 8時30分～20時
	法律相談		日(第2・4) 10時～15時
			毎月 第3木曜日 16時～18時(1人40分)

種類		開催地	受付期間	開催時期
就 業 支 援	調理師試験準備講習会 ※令和6年度調理師試験に受験 申し込みした方が対象	弘前市	7月8日(月)～ 8月9日(金)	9月30日(月) 10月1日(火)
	パソコン講習会（個別指導）	青森市	7月8日(月)～ 8月9日(金)	8月27日(火)～11月18日(月)
		弘前市		8月28日(水)～11月20日(水)
		五所川原市		8月27日(火)～11月18日(月)
	就業支援セミナー（個別指導） 就業支援バンク、在宅就業促進 事業	県母連 (青森市)		通 年

【問い合わせ先】県母連 電話017-735-4152

ホームページ <http://aomori-kenboren.jimdofree.com/>

市役所子育て健康課 電話42-2111(内線309)